

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例 の一部改正について

1 条例改正の内容

障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月1日から障がいのあるかたに対する『事業者』の合理的配慮の提供が『努力義務』から『義務』へと改められることから、条例の関係部分である第7条の『事業者』による障がいのあるかたへの社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮について、『努力義務』から『義務』へ改める。

【条例の改正部分】

(社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮)

第7条 市及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

1～6 [省略]

7 その他市及び事業者が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。

2 本市の差別解消にかかる取組

【これまでの取組】

① 広報媒体を活用した周知・啓発（市HP、広報あおもり）

② 研修・講義などでの周知・啓発

保育所等訪問による講義、障がい者週間におけるパネル展示、事業者向け周知チラシを令和6年1月に配布

③ 合理的配慮の取組

市職員研修、職員対応マニュアルの作成、市窓口担当課にコミュニケーション支援ボードの設置、手話通訳者設置など

【来年度からの新たな取組】

① 事業者への合理的配慮に係る周知チラシの配布・出前講座の実施

② 市HP、広報あおもりでの条例改正の周知